

## 新型コロナウイルス感染症に係る郡山市労働福祉会館における感染拡大予防、施設の貸館ガイドライン（令和2年9月25日改正）

### 1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針（令和2年9月18日改正：郡山市）」及び「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和2年9月17日改定：福島県）」に基づき、当会館の実情に合わせて運用します。

### 2 貸館の利用中止や延期の検討について

本ガイドラインに基づくリスク評価において、貸館利用に係るリスクへの対応等が整わない場合は、利用の中止や延期も検討してください。

※ リスクへの対応が整っていないと判断した場合、または感染症拡大防止のため当会館が休館する場合などは、施設利用の中止を要請することがあります。

### 3 感染拡大予防について

施設の利用にあたっては、「新しい生活様式（令和2年5月4日付：新型コロナウイルス専門家会議の提言）」を踏まえ、利用者は次のことに留意して施設をご利用ください。

なお、不明な点がある場合、お問い合わせください。

#### (1) 利用前にすること（利用者への周知・広報）

主催者は次のことについて、利用者へご周知ください。

- ①マスク着用等「咳エチケット」、「手洗い・手指消毒」を徹底すること。
- ②当日、来館前に検温を行うこと。
- ③当日を含め、過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している国や地域への訪問歴が14日以内にある方の利用・参加をご遠慮いただくこと。
- ④「三つの密」にならないよう、社会的距離の確保（利用者同士が手の届く範

囲に長時間集まらないよう)を徹底すること。

⑤①～④のほか、感染症対策の注意喚起や保健所へ相談すること。

## **(2) 利用日当日にすること**

①37.5℃以上の発熱、呼吸器症状(せき、くしゃみ等)がある方や具合の悪い方、新型コロナウイルス感染症とされた者との濃厚接触があった方、14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方を入場させないようご対応ください。

②来場者に「マスクの着用」、「咳エチケット」、「手洗い・手指消毒」を徹底するようご案内ください。(消毒液等資材は主催者が準備し、会場の入口に設置してください。)

③「三つの密」にならないよう、社会的距離の確保(利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう※最低1m[できるだけ2mを目安に])の徹底をお願いします。

④多くの人に触れる場所(ドアノブ等)をこまめに消毒してください。

⑤密閉空間にならないよう、各部屋の扉や窓を換気のため定期的に開けてご利用ください。

⑥大声での発声、接近した距離での会話または対面での長時間の会話等を避けてください。

⑦エレベーター内での密集を回避するために、足が不自由な方や妊娠されている方などをのぞいて、エレベーターの使用はできるだけお控えください。

(エレベーターの利用は、一度に最大4名までのご利用となりますので、四隅に寄るなど距離を保ってご利用ください。)

## **(3) 利用者に感染者が発生した場合のために**

保健所が行うクラスター発生対策を実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名と連絡先を把握するよう努めてください。(個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じてください。)また、利用者に対して感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供及び聞き取りに協力することを事前にご周知ください。感染者が発生した場合には、速やかに当会館へお知らせください。

## 4 施設の貸出について

### (1) 各施設の定員について

当面、会議室の定員は、表のとおりとします。

	会議室	床面積 (㎡)	定員 (人)	ガイドライン 定員 (人)	換気 可否
1	大ホール	348.3	216	120	可
2	中ホール	178.5	108	60	可
3	第1会議室	59.5	30	26	可
4	第2会議室	59.5	30	26	可
5	第3会議室	49.0	20	16	可
6	第4会議室	49.0	20	16	可

### (2) 利用上の注意事項

- ①マスクを着用し、咳エチケットを徹底してください。
- ②こまめな手洗い・うがい・手指消毒をしてください。
- ③直近14日以内に特定地域や感染症拡大注意地域への訪問または滞在歴がある方は、入館をご遠慮ください。
- ④前後左右の人との間隔を2m確保してください。
- ⑤対面発声にならない様に並びに気を付けてください。
- ⑥換気をしながら利用してください。

## 5 感染が疑われる方が発生した場合について

- (1)感染が疑われる方が発生した場合、速やかに移動し、別室へ隔離してください。
- (2)対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- (3)速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示をお受けください。

## **6 その他**

- (1) このガイドラインの適用期間は、当分の間とします。
- (2) このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生動向、国、福島県及び郡山市の方針を踏まえ随時更新します。

## **7 附則**

このガイドラインは、令和2年9月25日から適用します。